

2026年3月10日

お客様各位

北海道労働金庫

## 融資規定類の一部条項改定のお知らせ

平素より(ろうきん)をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、融資金の目的外利用を防止する取り組みとして、2026年4月1日(水)をもって、融資規定類の改定を実施いたします。

つきましては、改定概要を下記のとおりご案内させていただきますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

今後とも(ろうきん)をご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。

### 記

#### 1. 対象規定

- ・ 約定(証書貸付無担保)
- ・ 約定(証書貸付有担保)
- ・ 手形取引約定書(兼預金担保差入書)
- ・ 金銭消費貸借契約書(兼預金担保差入書)
- ・ カードローン契約書
- ・ ろうきん教育ローン(カード型)契約書【規定】

#### 2. 改定概要

主な改定内容は以下のとおりです。詳細は、次頁以降の「新旧対照表」をご参照ください。

(1)借入申込時に当金庫に申告いただいた目的以外の用途に融資金を使用した場合や、担保について借入契約期間中に不適切な取扱いがあった場合等に、融資金の残債務を一括してご返済いただく旨を対象規定に追記いたします。

(2)借入申込時に当金庫に申告いただいた目的以外の用途に融資金を使用した場合や、担保について借入契約期間中に不適切な取扱いがあった場合等に、融資利率の見直しをさせていただきます場合がある旨を対象規定に追記いたします。

※ 本改定に伴い、既にお取引いただいている融資につきましても、上記事由が判明した場合には、融資金の残債務を一括してご返済いただく等の対応を取らせていただく場合がございます。

#### 3. 改定日

2026年4月1日(水)から改正後の規定を適用させていただきます。

#### 4. お問い合わせ先

ご不明な点等ございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以上

## 新旧対照表

融資商品により、新旧対照表に記載の条項番号が異なる場合がございます。

### 1. 約定（証書貸付無担保）

新	旧
<p><b>第 10 条（期限前の全額支払い）</b> ～中略～</p> <p>2. 次の各場合には、借主は、金庫からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。</p> <p>(1) 借主が金庫との取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。</p> <p>(2) 借主が第 9 条または第 17 条に違反したとき。</p> <p>(3) 借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(4) この取引に関し、借主が金庫に虚偽の書類提供または報告をしたとき。</p> <p>(5) 借主または保証人が、第 11 条第 1 項に定める暴力団員等もしくは同条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切となったとき。</p> <p>(6) 前各号のほか、借主または保証人の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含みます。）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。</p> <p>(7) <u>借主が借入申込時に金庫に申し出た資金使途と異なるものに、この契約による融資金の全部または一部を充てたとき。</u></p>	<p><b>第 10 条（期限前の全額支払い）</b> ～中略～</p> <p>2. 次の各場合には、借主は、金庫からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。</p> <p>(1) 借主が金庫との取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。</p> <p>(2) 借主が第 9 条または第 17 条に違反したとき。</p> <p>(3) 借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(4) この取引に関し、借主が金庫に虚偽の書類提供または報告をしたとき。</p> <p>(5) 借主または保証人が、第 11 条第 1 項に定める暴力団員等もしくは同条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切となったとき。</p> <p>(6) 前各号のほか、借主または保証人の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含みます。）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。</p>
<p><b>第 28 条（引下げ利率の変更・中止）</b></p> <p><u>1. 引下げ利率の適用後、借主が、金庫が定めた金利の適用条件に合致しないことが判明した場合、虚偽の書類提供または報告をした場合、借入申込時に金庫に申し出た資金使途と異なるものにこの契約による融資金の全部または一部を充てた場合、あらかじめ書面により金庫の承諾を得ることなく担保について借入契約期間中に使用目的・用途を変更し、現状を変更しもしくは第三者のために権利を設定もしくは譲渡した場合、または元利金の返済が遅延した場合もしくはその他相当の事由が生じた場合には、本契約の他の条項にかかわらず、金庫はいつでも引下げ利率を変更またはその適用を中止することができるものとします。</u></p> <p><u>2. 金庫が引下げ利率の制度を変更または廃止した場合には、金庫はいつでも引下げ利率を変更またはその適用を中止することができるものとします。</u></p> <p><u>3. 前 2 項の変更または中止について、金庫から借主への通知は不要とします。</u></p>	<p><b>【新設】</b></p>

## 2. 約定（証書貸付有担保）

新	旧
<p><b>第10条（担保）</b></p> <p>1. 担保（抵当建物の借地権を含むものとします。以下、同じです。）価値の減少、借主または保証人の信用不安等の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、金庫からの請求により、借主は遅滞なくこの債権を保全し得る担保もしくは保証人またはその両方をたて、これを追加、変更するものとします。</p> <p>2. 借主は、担保について借入契約期間中に使用目的・用途を変更するとき、現状を変更するときまたは第三者のために権利を設定もしくは譲渡するときは、あらかじめ書面により金庫の承諾を得るものとします。</p>	<p><b>第10条（担保）</b></p> <p>1. 担保（抵当建物の借地権を含むものとします。以下、同じです。）価値の減少、借主または保証人の信用不安等の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、金庫からの請求により、借主は遅滞なくこの債権を保全し得る担保もしくは保証人またはその両方をたて、これを追加、変更するものとします。</p> <p>2. 借主は、担保について現状を変更し、または第三者のために権利を設定もしくは譲渡するときは、あらかじめ書面により金庫の承諾を得るものとします。金庫は、その変更等がなされても担保価値の減少等債権保全に支障を生ずるおそれがない場合には、これを承諾するものとします。</p>
<p><b>第11条（期限前の全額支払い）</b> ～中略～</p> <p>2. 次の各場合には、借主は、金庫からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。</p> <p>(1) 借主が金庫との取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。</p> <p>(2) 借主が第10条第1項もしくは第2項または第18条に違反したとき。</p> <p>(3) 借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(4) この取引に関し、借主が金庫に虚偽の書類提供または報告をしたとき。</p> <p>(5) 借主または保証人が、第12条第1項に定める暴力団員等もしくは同条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切となったとき。</p> <p>(6) 担保の目的物について差押え、または競売手続の開始があったとき。</p> <p>(7) 担保の目的物について金庫の承諾なしに、名義を他に移転したとき。</p> <p>(8) 前各号のほか、借主または保証人の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含みません。）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。</p> <p>(9) 借主が借入申込時に金庫に申し出た資金使途と異なるものに、この契約による融資金の全部または一部を充てたとき。</p>	<p><b>第11条（期限前の全額支払い）</b> ～中略～</p> <p>2. 次の各場合には、借主は、金庫からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。</p> <p>(1) 借主が金庫との取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。</p> <p>(2) 借主が第10条第1項もしくは第2項または第18条に違反したとき。</p> <p>(3) 借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(4) この取引に関し、借主が金庫に虚偽の書類提供または報告をしたとき。</p> <p>(5) 借主または保証人が、第12条第1項に定める暴力団員等もしくは同条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切となったとき。</p> <p>(6) 担保の目的物について差押え、または競売手続の開始があったとき。</p> <p>(7) 担保の目的物について金庫の承諾なしに、名義を他に移転したとき。</p> <p>(8) 前各号のほか、借主または保証人の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含みません。）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。</p>
<p><b>第31条（引下げ利率の変更・中止）</b></p> <p>1. 引下げ利率の適用後、借主が、金庫が定めた金利の適用条件に合致しないことが判明した場合、虚偽の書類提供または報告をした場合、借入申込時に金庫に申し出た資金使途と異なるものにこの契約による融資金の全部または一部を充てた場合、あらかじめ書面により金庫の承諾を得ることなく担保について借入契約期間中に使用目的・用途を変更し、現状を変更しもしくは第三者のために権利を設定もしくは譲渡した場合、または元利金の返済が遅延した場合もしくはその他相当の事由が生じた場合には、本契約の他の条項にかかわらず、金庫はいつでも引下げ利率を変更またはその適用を中止することができるものとします。</p> <p>2. 金庫が引下げ利率の制度を変更または廃止した場合には、金庫はいつでも引下げ利率を変更またはその適用を中止することができるものとします。</p> <p>3. 前2項の変更または中止について、金庫から借主への通知は不要とします。</p>	<p><b>【新設】</b></p>

### 3. 手形取引約定書（兼預金担保差入書）

新	旧
<p><b>第7条（期限前の全額支払い）</b> ～中略～</p> <p>2. 次の各号の場合には、借主は、金庫からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。</p> <p>(1) 借主が金庫との取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。</p> <p>(2) 借主が第12条に違反したとき。</p> <p>(3) 借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(4) 担保の目的物について差押え、または競売手続の開始があったとき。</p> <p>(5) この取引に関し、借主が金庫に虚偽の書類提供または報告をしたとき。</p> <p>(6) 借主または保証人が、第8条第1項に定める暴力団員等もしくは同条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切となったとき。</p> <p>(7) 前各号のほか、借主または保証人の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含みます。）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。</p> <p>(8) 借主が借入申込時に金庫に申し出た資金用途と異なるものに、この契約による融資金の全部または一部を充てたとき。</p>	<p><b>第7条（期限前の全額支払い）</b> ～中略～</p> <p>2. 次の各号の場合には、借主は、金庫からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。</p> <p>(1) 借主が金庫との取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。</p> <p>(2) 借主が第12条に違反したとき。</p> <p>(3) 借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(4) 担保の目的物について差押え、または競売手続の開始があったとき。</p> <p>(5) この取引に関し、借主が金庫に虚偽の書類提供または報告をしたとき。</p> <p>(6) 借主または保証人が、第8条第1項に定める暴力団員等もしくは同条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切となったとき。</p> <p>(7) 前各号のほか、借主または保証人の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含みます。）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。</p>
<p><b>第21条（引下げ利率の変更・中止）</b></p> <p>1. <u>引下げ利率の適用後、借主が、金庫が定めた金利の適用条件に合致しないことが判明した場合、虚偽の書類提供または報告をした場合、借入申込時に金庫に申し出た資金用途と異なるものにこの契約による融資金の全部または一部を充てた場合、あらかじめ書面により金庫の承諾を得ることなく担保について借入契約期間中に使用目的・用途を変更し、現状を変更しもしくは第三者のために権利を設定もしくは譲渡した場合、または元利金の返済が遅延した場合もしくはその他相当の事由が生じた場合には、本契約の他の条項にかかわらず、金庫はいつでも引下げ利率を変更またはその適用を中止することができるものとします。</u></p> <p>2. <u>金庫が引下げ利率の制度を変更または廃止した場合には、金庫はいつでも引下げ利率を変更またはその適用を中止することができるものとします。</u></p> <p>3. <u>前2項の変更または中止について、金庫から借主への通知は不要とします。</u></p>	<p><b>【新設】</b></p>

#### 4. 金銭消費貸借契約書（兼預金担保差入書）

新	旧
<p><b>第 11 条（期限前の全額支払い）</b> ～中略～</p> <p>2. 次の各場合には、借主は、金庫からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。</p> <p>(1) 借主が金庫との取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。</p> <p>(2) 借主が第 16 条に違反したとき。</p> <p>(3) 借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(4) この取引に関し、借主が金庫に虚偽の書類提供または報告をしたとき。</p> <p>(5) 借主または保証人が、第 12 条第 1 項に定める暴力団員等もしくは同条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切となったとき。</p> <p>(6) 担保の目的物について差押え、または競売手続の開始があったとき。</p> <p>(7) 担保の目的物について金庫の承諾なしに、名義を他に移転したとき。</p> <p>(8) 前各号のほか、借主または保証人の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含みません。）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。</p> <p>(9) <u>借主が借入申込時に金庫に申し出た資金用途と異なるものに、この契約による融資金の全部または一部を充てたとき。</u></p>	<p><b>第 11 条（期限前の全額支払い）</b> ～中略～</p> <p>2. 次の各場合には、借主は、金庫からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。</p> <p>(1) 借主が金庫との取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。</p> <p>(2) 借主が第 16 条に違反したとき。</p> <p>(3) 借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(4) この取引に関し、借主が金庫に虚偽の書類提供または報告をしたとき。</p> <p>(5) 借主または保証人が、第 12 条第 1 項に定める暴力団員等もしくは同条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切となったとき。</p> <p>(6) 担保の目的物について差押え、または競売手続の開始があったとき。</p> <p>(7) 担保の目的物について金庫の承諾なしに、名義を他に移転したとき。</p> <p>(8) 前各号のほか、借主または保証人の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含みません。）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。</p>
<p><b>第 25 条（引下げ利率の変更・中止）</b></p> <p>1. <u>引下げ利率の適用後、借主が、金庫が定めた金利の適用条件に合致しないことが判明した場合、虚偽の書類提供または報告をした場合、借入申込時に金庫に申し出た資金用途と異なるものにこの契約による融資金の全部または一部を充てた場合、あらかじめ書面により金庫の承諾を得ることなく担保について名義を他に移転しもしくは第三者のために権利を設定もしくは譲渡した場合、または元利金の返済が遅延した場合もしくはその他相当の事由が生じた場合には、本契約の他の条項にかかわらず、金庫はいつでも引下げ利率を変更またはその適用を中止することができるものとします。</u></p> <p>2. <u>金庫が引下げ利率の制度を変更または廃止した場合には、金庫はいつでも引下げ利率を変更またはその適用を中止することができるものとします。</u></p> <p>3. 前 2 項の変更または中止について、金庫から借主への通知は不要とします。</p>	<p><b>【新設】</b></p>

## 5. カードローン契約書

新	旧
<p><b>第10条（期日前の全額支払い）</b> ～中略～</p> <p>2. 次の各場合には、借主は、金庫からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。</p> <p>(1) 借主が金庫との取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき</p> <p>(2) 借主が金庫との取引約定の一つでも違反したとき</p> <p>(3) 借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき</p> <p>(4) この取引に関し、借主が金庫に虚偽の書類提供または報告をしたとき</p> <p>(5) 借主が、第11条第1項に定める暴力団員等もしくは同条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切となったとき</p> <p>(6) 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含みます。）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき</p> <p>(7) 借主が借入申込時に金庫に申し出た資金用途と異なるものに、この契約による融資金の全部または一部を充てたとき</p>	<p><b>第10条（期日前の全額支払い）</b> ～中略～</p> <p>2. 次の各場合には、借主は、金庫からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。</p> <p>(1) 借主が金庫との取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき</p> <p>(2) 借主が金庫との取引約定の一つでも違反したとき</p> <p>(3) 借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき</p> <p>(4) この取引に関し、借主が金庫に虚偽の書類提供または報告をしたとき</p> <p>(5) 借主が、第11条第1項に定める暴力団員等もしくは同条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切となったとき</p> <p>(6) 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含みます。）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき</p>
<p><b>第27条（引下げ利率の変更・中止）</b></p> <p>1. <u>引下げ利率の適用後、借主が、金庫が定めた金利の適用条件に合致しないことが判明した場合、虚偽の書類提供または報告をした場合、借入申込時に金庫に申し出た資金用途と異なるものにこの契約による融資金の全部または一部を充てた場合、あらかじめ書面により金庫の承諾を得ることなく担保について借入契約期間中に使用目的・用途を変更し、現状を変更しもしくは第三者のために権利を設定もしくは譲渡した場合、または元利金の返済が遅延した場合もしくはその他相当の事由が生じた場合には、本契約の他の条項にかかわらず、金庫はいつでも引下げ利率を変更またはその適用を中止することができるものとします。</u></p> <p>2. <u>金庫が引下げ利率の制度を変更または廃止した場合には、金庫はいつでも引下げ利率を変更またはその適用を中止することができるものとします。</u></p> <p>3. <u>前2項の変更または中止について、金庫から借主への通知は不要とします。</u></p>	<p><b>【新設】</b></p>

## 6. ろうきん教育ローン（カード型）契約書【規定】

新	旧
<p><b>第 14 条（期限前の全額支払い）</b> ～中略～</p> <p>2. 次の各場合には、借主は、金庫からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。</p> <p>(1) 借主が金庫との取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。</p> <p>(2) 借主が金庫との取引約定の一つでも違反したとき。</p> <p>(3) 借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(4) この取引に関し、借主が金庫に虚偽の書類提供または報告をしたとき。</p> <p>(5) 借主が、第 15 条第 1 項に定める暴力団員等もしくは同条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切となったとき。</p> <p>(6) 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含みます。）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。</p> <p>(7) <u>借主が借入申込時に金庫に申し出た資金使途と異なるものに、この契約による融資金の全部または一部を充てたとき。</u></p>	<p><b>第 14 条（期限前の全額支払い）</b> ～中略～</p> <p>2. 次の各場合には、借主は、金庫からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。</p> <p>(1) 借主が金庫との取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。</p> <p>(2) 借主が金庫との取引約定の一つでも違反したとき。</p> <p>(3) 借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(4) この取引に関し、借主が金庫に虚偽の書類提供または報告をしたとき。</p> <p>(5) 借主が、第 15 条第 1 項に定める暴力団員等もしくは同条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切となったとき。</p> <p>(6) 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含みます。）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。</p>
<p><b>第 32 条（引下げ利率の変更・中止）</b></p> <p>1. <u>引下げ利率の適用後、借主が、金庫が定めた金利の適用条件に合致しないことが判明した場合、虚偽の書類提供または報告をした場合、借入申込時に金庫に申し出た資金使途と異なるものにこの契約による融資金の全部または一部を充てた場合、あらかじめ書面により金庫の承諾を得ることなく担保について借入契約期間中に使用目的・用途を変更し、現状を変更しもしくは第三者のために権利を設定もしくは譲渡した場合、または元利金の返済が遅延した場合もしくはその他相当の事由が生じた場合には、本契約の他の条項にかかわらず、金庫はいつでも引下げ利率を変更またはその適用を中止することができるものとします。</u></p> <p>2. <u>金庫が引下げ利率の制度を変更または廃止した場合には、金庫はいつでも引下げ利率を変更またはその適用を中止することができるものとします。</u></p> <p>3. 前 2 項の変更または中止について、金庫から借主への通知は不要とします。</p>	<p><b>【新設】</b></p>

以 上